

令和元年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

令和元年9月11日（水曜日）

議事日程第2号

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（26人）

1番 渡邊秀俊	2番 小笠原昌作	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	13番 小松栄治
14番 後藤 健	15番 佐藤育男	16番 古谷武美
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 高橋徳久
20番 橋本五郎	22番 佐藤清吉	23番 金谷道男
24番 大山利吉	25番 鎌田 正	26番 高橋敏英
27番 橋村 誠	28番 高橋幸晴	

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	上下水道事業者 管 理 者	今野功成

総務部長	舛谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	加藤博勝	健康福祉部長	加藤実
農林部長	福田浩	経済産業部長	高橋正人
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
病院事務長	富樫公誠	教育指導部長	佐藤英樹
生涯学習部長	安達成年	総務部次長兼 総務課長	佐々木隆幸

議会事務局職員出席者

局長	齋藤博美	参事	進藤稔剛
参事	富樫康隆	副主幹	佐藤和人

午前10時00分 開 議

○議長（高橋幸晴） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（高橋幸晴） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（高橋幸晴） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に、7番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 石塚柏君。

【7番 石塚柏議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（石塚 柏） だいせんの会の石塚柏です。今年は、気候に恵まれて、どうやら豊作の年になりそうです。来月の秋の稔りフェアで農家の皆さんと一緒に喜び合いたいものでございます。

それでは、通告により質問をさせていただきます。今回、多少ちょっと質問が脂っこいので、よろしくご答弁の方もお願いをいたします。

今回の質問は、建設水道常任委員会の席上で都市管理課から、太田町生活リゾート株

式会社の公園の指定管理をそのまま延長したいという説明がありました。その際に建設水道常任委員から、「太田町生活リゾート株式会社は業績が大変だが大丈夫か」との質問が出されたのであります。都市管理課には経営に関する資料がないので、議論は現在もそのままとなっております。

議場におられる議員の皆様は、太田町生活リゾート株式会社の経緯をご存知ですが、平成29年以降に選任された方々には、太田町生活リゾートの件は初めてですし、また、新任の幹部の皆様も初めてと思いますので、ここで太田町生活リゾート株式会社の概要を述べさせていただきます。

太田町生活リゾート株式会社は、その前身が中里温泉であり、昭和50年12月に開業して地域の集会研修施設と、70歳以上無料という老人福祉施設という位置付けで開業しております。昭和56年に環境庁から指定された太田国民休養地内に奥羽山荘をオープンしまして、平成4年8月には中里温泉内に「ふるさと館」をオープンし、同年12月には第三セクターの太田町生活リゾート株式会社が設立されたという流れでございます。

平成11年4月には中里温泉内にサウナ付き新浴場と宿泊室全面改装を行っております。平成18年には、大仙市と太田町生活リゾートが中里温泉施設の指定管理者委託契約を締結しております。しかし、この頃から消費者のレジャーに対する意識の変化、スキー場の天候に影響される不安定収入、宴会の減少、消費者の建物・設備に対する嗜好しこうとのずれにより、年間2,000万円から4,000万円の赤字の計上をし、平成20年3月31日の決算では、当期利益は970万円の赤字、繰越赤字は8,378万円と膨大になり、初めて債務が資産を上回る債務超過となったわけであります。

平成20年3月に大仙市は、株式会社わらび座に奥羽山荘の財産の贈与と土地建物の無償貸付を行う契約を行っております。合わせて、わらび座に対しまして総額1億4,938万円の支援金の支給を7年間にわたり行いました。これにより奥羽山荘は、民間サービスが提供される体制になったわけであります。同じ年の4月に柵の湯は指定管理者制度を導入し、この地域では民間会社のサービスが提供される体制が整ったわけであります。

その後、切り離されたその赤字部門であった奥羽山荘に代わり、中里温泉も連続して赤字を計上するようになってしまいます。平成27年10月、経営コンサルタントを招いて経営診断を仰いでおります。太田町生活リゾート株式会社では、その診断に基づい

て経営改善計画を立てて実行しましたが、赤字の状態はむしろ悪化しております。

平成28年3月31日の決算は次のとおりです。当期利益は849万円の赤字、繰越赤字は9,460万円で、資本金は8,000万円、それと積立金310万円がありますので1,159万円の債務超過であります。

解散の決議をした後の業績はどうでしょうか。決議をした平成29年1月13日がある平成29年3月31日の決算は、1,120万円の当期黒字でありました。しかし、これは資金繰りのために出した補助金1,800万円によるものであります。これを差し引くと680万円の実質赤字となります。

平成30年3月31日の決算は、当期利益は400万円の赤字。繰越赤字は8,348万円で、438万円の債務超過です。平成31年3月31日、今年の3月ですけれども、決算は、当期利益は1,015万円の赤字。繰越赤字は9,454万円で、1,451万円の債務超過となっております。赤字は連続し、繰越赤字をさらに悪化させております。

そこで質問ですが、市ではこの太田町生活リゾート株式会社をどうされるのでしょうか。ここに平成29年1月13日に開催された太田町生活リゾート株式会社の臨時取締役会の議事録の写しがあります。会社の解散を議決した内容が記載され、末尾には出席者全員の署名と捺印^{なついでん}がされております。なお、この会社の社長は大仙市の副市長が充てられていることを補足させていただきます。

議事は、社長から資金繰りの逼迫^{ひっぱく}を打開するために、補助金1,600万円を大仙市議会にお願いして急場をしのぎたい、この1,600万円の使途は社員の給与と支払先の支払いに必要なものと説明をされております。ここで補足させていただきますが、この取締役会で言われている1,600万円は、後に消費税と労働保険料の200万円が加算されて1,800万円になっておるのであります。

また、その取締役会で社長から、会社は清算しても施設そのものは残ることになるので、従業員については特別の配慮をする。29年度は今までどおりこの会社で運営し、後に市直営を経て指定管理者制度で募集して運営することになるという説明がされております。その後、出席者一人一人に意見を求め、発言を終了した後に社長から「太田町生活リゾート株式会社が、このままでは会社経営に無理があるため、この後は清算事務をし、解散する方向で決めてよいか」と諮り、取締役等から全員異議なしの賛成の発言があったわけであります。

その後、1月20日に大仙市議会で「太田町生活リゾート株式会社の解散について」を議題に議員説明会の開催があり、前市長より会社の資金繰りのために補助金の専決処分をお願いしたいとの発言があり、続いて経済産業部長から「太田町生活リゾート株式会社の解散に向けた取り組みについて」を議題に説明があり、株主総会による解散の議決、決算の議決、清算事務と登記の手続が説明をされております。

会議の議事録によりますと、4名の議員の発言があり、主に副市長兼社長が説明に回り、最後に前市長も説明に立って、この説明会は終わっております。その後、前市長が突然の辞任をし、副市長も辞任、担当部長も交代しており、トップの人たちが全て入れ替わったわけであります。この後、不可解なことに太田町生活リゾート株式会社の株主総会の営業報告書にも事業計画書にも、会社の解散の一文字もありません。それは、その後の株式会社とも同様であり、現在でも変わらないのであります。

そこで質問です。市では、平成29年1月13日に開催された太田町生活リゾート株式会社の解散議決をどう評価しているのか。解散をするのか、最終的意思決定をどこでするのか、いつするのかをお尋ねいたします。

次に、太田町生活リゾート株式会社の現在の資金繰り状態と、解散するとすれば、どれだけ公費の負担が生じるのかについて質問をいたします。

大仙市で第三セクターの資金繰りが原因で、補助金あるいは出資金を議会に要請されたケースは、物産中仙と太田町生活リゾートの2社があります。補助金あるいは出資金の話は、決まって社員の給料が払えないからと言われるのです。議会は考える間もなく、大金の支出を余儀なくされてきました。

では、現在の太田町生活リゾートの資金繰りはどうなっているのでしょうか。貸借対照表と試算表で判断してみました。資金繰りは現金が命ですので、現金と預金の残高を確認しております。もちろん売掛金の回収、支払いの遅延など、ほかにも手段はありますが、ここでは現金のみに着目をしていきます。

太田町生活リゾートの取締役会で解散の決議をする1年前の平成28年3月ですが、このときの資金繰り、現金預金の残高は、たった221万円でした。これでは社員の給与の支払いを心配しなくてははいけません。当時の社長は、短期の借入金を500万円を銀行にお願いし、個人の保証を入れて借金をしております。これでようやく支払いを繰り返していたわけでございます。平成29年3月に1,800万円の補助金を得て、資金繰りは平成29年3月末の現金預金の残高は、おかげさまで606万円でした。一

息ついたわけです。翌年の平成30年3月の現金預金は760万円です。平成31年3月の現金預金の残高は483万円でした。残高を減らしております。それは収支が悪化したからです。

それでは現在の資金繰りはどうでしょうか。今年の7月、いわゆる2カ月前ですけれども、今年の7月の残高は試算表によればわずか263万円です。あの平成28年の資金繰りの残高と同じであります。この太田町生活リゾートの前年度の7月時点では、短期の借入金はありませんでした。今年の7月には短期借入金が500万円あります。短期の借金をして、現金は200万円台にしかないのです。資金繰りは、このように^{ひっばく}逼迫しております。当局は太田町生活リゾートの資金繰りを、どう考えているのかお尋ねをいたします。

次に、太田町生活リゾートが仮に解散した場合の清算金はどうなっていくかについてお尋ねします。

清算金は、清算する会社の資産と債務を時価評価して、相殺して残った金額を指します。ケースとしましては、計算した現金が残る場合と債務が大きくてそのまま欠損になる場合があります。手続きは二つあります。一つは債務超過まで悪化していないケースで、清算して財産が残り、出資者が配当を受けられる場合です。このケースでは裁判所の手続きが必要で、裁判所は公平な分配ができるように破産管財人を選任し、清算業務に入っていきます。そして残った資産を持ち株比率に応じて配当がされるわけでありませう。もう一つは債務超過の状態^で破産するケースで、今回の場合に当たるのではないかと考えております。今回の場合では、清算しても配当をすることはなく、債務は残ってしまうケースです。通常、株主が泣くのはもちろんのこと、取引先にも泣いてもらうケースです。民間の経営者が債務超過に対して激しく反応するのはこうしたことがあるからです。

私は太田町生活リゾートの清算は、市の持ち出しが通常の清算と違って、金額は大きくなるのではないかと懸念しております。それは、債権者が太田町生活リゾートは市がやったのと同じだから、市が代わりに払えと請求してくることが考えられるからです。こじれた場合は、法人格の否認の法理を持ち出される可能性もあるでしょう。

そこで、仮に、太田町生活リゾートに清算金が発生する場合、百万円単位で結構ですので、清算金の額と負担をするのは誰かお尋ねします。

次に、大仙市は今後、温泉経営をどうしていくつもりかお尋ねをいたします。仮に太

田町生活リゾート株式会社を存続させるには、資本金を大幅に増強するか、指定管理料を黒字になるまで増額させて、長い時間をかけて繰越赤字を解消するしかありません。この二つの方法は、多額の公費の負担が必要です。毎年行われる予算編成のとき、各部から出された要望を20億円もの大金を削減している現実を考えるのであれば、これは難しいと考えます。

太田町生活リゾートが経営コンサルタントを導入し、失敗した原因は何だったのでしょうか。中里温泉、奥羽山荘、柵の湯の三つの温泉は、車でそれぞれ8分しか離れていない至近距離にあります。この三つの温泉が入浴、宿泊、宴会、レストラン、物産販売とフルセットで、同じ販促活動で戦っています。結局、財政が経費削減の消耗戦になったからであります。中里温泉は、入浴事業に特化すべきです。温泉は設備投資型の産業ですから、ランニングコストが決め手の一つです。全国には温泉を専門にした設計会社があります。そうした会社のアイデアと技術をいただきながら、ランニングコストの低減を徹底的に考えた改築をすべきだと思っております。温泉施設が市場の大小を無視したのでは、赤字を覚悟するしかありません。観光施設と公共の入浴施設とを分担して考えるべきであるし、時期にきております。大仙市は、広く東北の第三セクター、温泉施設の運営を参考にし、指定管理者制度の充実を図りながら議会とともに10年後、20年後の人口の減少と事象の変化に基づいた地域計画を立てるべきです。

そこで質問です。執行部は、温泉という地域資源をどうしていくのか、また、再投資をすとしても、議会とどのように協議し、決定していくおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 石塚柏議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の太田町生活リゾート株式会社の清算と地域資源の再生についてであります。はじめに、創業からの経営実績につきましては、平成17年3月の市町村合併の前年までは赤字を補填していたため、若干の黒字で推移しておりましたが、それ以降は市からの赤字補填を行っていないため、平成16年度が約1,000万円、平成17年度には約2,400万円の赤字となっております。特に平成18年度には、奥羽山荘の業績悪化に加え、暖冬により降雪量が少なく、スキー場の営業が振るわなかったことにより4,000万円を超える赤字を計上いたしました。その後、平成20年3月に奥羽山荘

を株式会社わらび座に譲渡し、平成20年度からは、スキー場が好調だったこともあり、会社としては黒字に転じましたが、人口減少などによる入湯客の減少やスキー人気の低迷による利用客の減少等によりまして、平成25年度から再び赤字となっております。平成29年1月には資金繰りが厳しくなったことから、市から1,800万円の補助金を交付し、また、コスト低減や集客の増加に向け、平成27年11月に策定をされました業務改善計画を実行し、再建を図りましたが、その後も議員ご指摘のとおり赤字経営が続き、平成30年度決算の貸借対照表では、利益剰余金がマイナス9,454万円となり、資本金8,000万円に対しまして1,454万円の債務超過となっております。

次に、平成29年1月の解散議決につきましては、当時の太田町生活リゾート株式会社では、雪不足によりスキー場が経営不振に陥り、会社の運転資金が底をつく状態で1月末の支払いも滞る状態であったため、平成29年1月13日の臨時取締役会で解散が議決されました。

しかしながら、平成29年1月20日の議員説明会におきましては、太田地域の公共施設を管理する会社として地域住民のサービス低下とならないよう再構築することとして、会社の存続並びに運転資金不足を補填するため、1,800万円の補助金を専決処分で予算計上することをご理解いただいております。その後、平成29年5月の会社の取締役会に市の方針を説明の上、会社の存続を承認していただき、現在に至っておりますが、これらの経緯につきましては、出資金の92.5パーセントを出資している市が、議会のご理解を得る以前に会社の取締役会において解散議決された点に問題があったものと認識しております。

次に、会社の解散につきましては、これまでコスト低減や地域を巻き込んだ集客など様々な方策を講じてまいりましたが、人口減少やスキー人気の低迷に歯止めがかからず、また、燃料代や食材費等の高騰の影響を受け、経営的に大変厳しい状況で、回復の兆しが見込めないことから、これ以上の会社の存続は厳しいと判断しております。今年度内に議員の皆様へ説明し、ご理解をいただいた上で、太田町生活リゾート株式会社に市の意向を伝え、同社取締役会の承認を経て、最終的には同社株主総会に諮ってまいりたいと考えております。

次に、資金繰りにつきましては、指定管理料や営業収入によって運営することとなりますが、現在、経営が厳しい状況にあり、金融機関からの融資により、従業員や取引先に支払いを行っている状況でございます。

今後、会社が解散となった場合の清算金につきましては、取引先などに迷惑が掛からないよう、解散時点での未払い金等につきましては、これまで経営を主体的に担っている市が負担しなければならないと考えており、平成30年度決算の流動資産として計上されております約2,300万円に今年度の収支を加味した金額になるものと見込んでございます。

次に、今後の温泉経営に関する議会との協議につきましては、各温泉とも創業当時から議会と協議の上、住民福祉の向上や住民同士のコミュニケーションの場の確保、健康増進などを目的に運営をしてまいりました。今後も市内の第三セクターの統合や専任の経営陣の確保、施設機能のコンパクト化などを視野に入れながら、地域の特色や地域の特性を生かした経営を継続してまいりたいというふうに考えております。このため、中里温泉の運営につきましては、今後、太田町生活リゾート株式会社が解散となった場合におきましても、議員の皆様のご意見を伺いながら、市の直営管理や指定管理、民間への譲渡・売却などの手法を検討してまいります。

市民の皆様にご理解いただけるよう、議会と十分に協議の上、今後も温泉の運営に取り組んでまいります。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 石塚柏君。

○7番（石塚 柏） ありがとうございます。奥羽山荘の契約ありますけど、あれを見ている、なかなか理解ができないで、奥羽山荘に全く手がつけられないという形に至っているのではないかと私は懸念しています。奥羽山荘も含めて、是非、あの地域の観光資源の再生に向けて頑張っていきたいと思いますので、その点について、もしお答えできることがありましたらお願いします。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） ご質問にお答え申し上げます。

奥羽山荘につきましては、答弁でもお答えしましたとおり、わらび座に譲渡しておりますけれども、その譲渡の際に、当面10年間は、いわゆる使用目的をしっかりとて経営を行ってくださいという条件付きの譲渡でございます。実はその期間がですね、今年

の3月でちょうど10年になりました。ですから、今年からは11年目になりますけれども、今後も引き続き奥羽山荘を経営していただけるよう、わらび座の方には働きかけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（石塚 柏） それでは、指定管理者制度の充実についての質問をさせていただきます。五つあります。

一つ目は、指定管理者の応募者が応募しやすくすることです。

施設の情報を広く提供する広報を充実させていただきたい。インターネットを活用して、本所・支所両方に窓口を置いていただきたい。

二つ目に、運営管理の業務報告書の公開についてです。

毎年、業務報告書を管理者は出さなきゃいけないんですけども、かなり分厚いものです。これを概要書を統一して、それを誰でも見れるように、本所も支所もそういうふうにしていただきたい。

三つ目に、応募者の資格要件についてです。

先程もお話しましたように、市から契約を延長したいという話ありましたが、業績はどうかという疑問がぶつけられています。応募者の安定性・継続性を客観的に判断できるように内容を整備するべきではないでしょうか。

四つ目です。安定的な収支報告会、運営協力会を求めることです。

サービスの向上をどうすればいいかということはあるんですけども、もちろん指定管理料に不公平を生じさせない、過度の指定管理料が出るのを未然に防ぐということを目的にしております。

五つ目に、第三者機関を設置して、第三者の目から監査に力を入れていただきたい。

確かに選定委員会がありますけれども、あくまで選定です。制度の運用に関しての第三者委員会を設置していただきたいと思います。

以上であります。よろしく願いします。

○議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の指定管理者制度の充実についてお答えを申し上げます。

はじめに、制度の重要性と運用につきましては、指定管理者制度を導入することによって民間団体のノウハウを生かし、より質の高いサービスと経費縮減を図るため、合併以降、積極的に運用を進めてまいりました。

この制度の運用により、経費の縮減が図られている、あるいは自主事業などの民間独自の取り組みにより利用者が伸びているなど、一定の効果が出ている施設がある一方で、利用者が減少している施設もあります。

指定管理施設におきましては、3年から5年の協定期間のもとで管理を行っておりますが、更新するに当たっては、前々年から更新の有無や公募・非公募の募集方法、施設の在り方・方向性など様々な視点から協議を重ね、募集をしているところであります。

また、運営面におきましては、指定管理者により自主的・自発的に行われることが原則ですが、公の施設の性質上、公共性や公益性の確保が重要であるため、市は施設の設置者として指定管理業務に関与し、必要な助言を行っているところでございます。

議員ご指摘の第三セクターが管理する施設については、いずれも非公募で協定を結んでおり、今後においては、公募・非公募の見直しも含め、施設の設置者として、運営方法の改善など様々な観点から見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

次に、応募をしやすいするための方策につきましては、現在、指定管理者の募集を行う際は、事前に市の広報やホームページで募集内容等を公開するとともに、希望する団体を対象とした現地説明会を開催しているほか、公表している募集要項には、過去3年間の施設運営に関わります収支実績及び利用者の数などを記載し、情報を提供した上で最適な施設管理の提案を応募いただいているところでございます。

また、毎年10月には、指定管理者の評価として、施設の利用状況や運営の状況、課題、改善点といったそれぞれの項目を数値化したもののほか、市が指定管理者に対する意見をまとめたものを公表しており、チェック機能と指定管理者間の比較が行われることで、サービスの向上に結びつくよう努めているところでございます。

なお、募集の際に公表いたしました過去3年間の施設の収支実績、利用者の数などの情報を、今後において通年で公表する予定のほか、民間のノウハウが最大限生かされた管理方法の提案が多く団体からいただけるよう、施設の様々な情報を幅広く発信していくよう努めてまいります。

次に、制度の充実に向けた方策についてであります。この度の温泉施設の指定期間の1年の延長は、市の温泉施設の在り方を来年度までに見直しすることによるものであ

り、現行の指定管理者へ延長させるものであります。

来年度におきましては、見直しした内容を皆様にお示しした上で募集作業に入っていく予定であり、多くの団体から提案を募った上で、さらなる施設サービスの向上を目指していきたいと考えております。

なお、定期的な収支報告会等につきましては、指定管理者から毎月提出される業務の実施状況や収支状況の業務報告書などにより、施設運営における改善事項や指定管理者間で協力できる事項など、情報交換を行いながら助言・指導を行っているところでございます。

今後さらに集客や経営改善に向けて情報交換を行うなど、協力の体制、または競争の原理が働くよう努めてまいります。

また、第三者機関による監査につきましては、現在、市の監査委員が「財政援助団体等監査」として指定管理者の監査も実施しているほか、指定管理者の募集時には、銀行や税理士会等の民間委員で構成される「大仙市指定管理者選定委員会」において、応募団体の申請書類の審査を行っていることから、さらなる施設サービスの検討のため、様々な意見を取り入れながら制度の運用を図ってまいりたいと思っております。

なお、ご質問いただきました第三者機関の設置等につきましても検討をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 石塚柏君。

○7番（石塚 柏） 大仙市では指定管理者制度については、基本方針しかないんですよ。運営管理規定というものはないので、是非、今日出た話、あるいは支所長さん、あるいは担当する部長さん、こういった人たちの苦労話を集めた運営管理規定を是非作っていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 再質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただきましたこと、大変大事なことだというふうに思っておりますので、その点について取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） これにて7番石塚柏君の質問を終わります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） この際、暫時休憩いたします。10分間の休憩をいたします。再開は10時55分に再開します。

午前10時43分 休 憩

.....
午前10時54分 再 開

○議長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、10番藤田和久君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 藤田和久君。

【10番 藤田和久議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私は、3点について質問いたします。

最初の質問は、空き家対策についてです。

今年の6月16日の新潟県北部西方沖での新潟地震、同じ18日には山形県沖での山形県沖地震と、続けて震度6強の地震が発生しております。これらの地震では、被害は、インフラや家屋の一部破損・倒壊、津波の発生、地下水の噴出と液状化現象の発生などがありました。思ったよりも大きな被害や犠牲者も少なく済んでおります。被害が少なかったことは、不幸中の幸いではありますが、非常に良かったと思っております。

この地震で、地震などの専門家などから注目された問題がございました。それは、新潟県や山形県で空き家の一部損壊が非常に多かったという問題です。「屋根が崩れた」「下屋が破損した」「窓ガラスが破損した」などの一部損壊・倒壊が多数発生したにもかかわらず、空き家のため、どう対処してよいのか判断がつかず、対応の遅れがあったことでもあります。空き家というのは住人が誰もおらないために劣化が激しいといわれて

おり、外観上は問題がないように見えますが、地震や台風にも大変弱くなってきているのが現実ではないでしょうか。

これまでも人口減少や少子高齢化、空き家問題等が、この東北地方での大きな社会問題として、この新潟・山形地震で再び空き家問題がクローズアップされることになりました。また、同じ6月に、議会終了の後に市政懇談会が開催されております。この市政懇談会では、一部の会場で空き家問題に関する要望・意見などが出されております。空き家問題に関して支所長にお話しに行ったら「所有者の分からない空き家は何ともならないとって帰された」「市の方では具体的な相談に乗ってもらえないものでしょうか」、または、「私たちの地域では世帯数の1割から2割くらいの空き家があって、そのほとんどが危険性のある空き家である。このまま放置してはおけないので、市の方で対処できないものでしょうか」、もう一つ、「所有者不明の場合など、市の責任で調査していただくことはできないものでしょうか」などの発言・要望が出されております。これは、空き家対策を何とかしてほしい、もっと空き家対策を強化して進めてほしいという住民側の強い要望ではないでしょうか。

大仙市としても空き家対策室を中心に、2015年に施行された「空き家対策特別措置法」をもとに行政としての仕事をしておりますが、まだまだ対応が不十分な状態であると思われまます。社会的にも空き家対策がクローズアップされ、住民の要望でも空き家対策が切望されている今、体制を強化して空き家対策に取り組むべきではないでしょうか。空き家の中でも、まだ家屋が新しく利用価値があると思われる場合には、所有者と話し合い、空き家バンク等で管理し、再利用を図ることもできます。問題は、古い家屋です。今のところ大丈夫のようでも、黙って放置しておいたら劣化が激しく、危険度が増していくこととなります。また、既に倒壊の危険性が高いと思われる場合や衛生面等で問題があるとみなされる場合などは「特定空き家等」に認定される可能性があります。また、管理が行き届かない空き家には、犯罪の温床となる変質者が住み着いたり、小動物が住み着いたり、粗大ごみが投げ捨てられたり、屋敷内の雑草や樹木が乱雑に伸び切り、景観を壊したり、安全面・環境衛生面などで有害なものになっていく可能性もあります。現在の空き家対策室の人数では、これらの「特定空き家等」への認定や調査が可能なのか疑問であり、調査だけでも無理があるものと考えられます。

安全面、環境・衛生面、景観面、治安面において問題がある空き家と認定されれば「特定空き家等」ということとなります。これらの特定空き家等に対し、市の方から所

有者に対し、撤去・修繕・改善・解体などの指導・助言を行うことができることになっています。この指導を受けながら空き家の状態が改善されない場合には「勧告」というものを出すことができます。勧告が出されると、固定資産税の住宅用特例（減税）から除外され、固定資産税が高くなることとなります。ここまでくれば、あとは解体してくれば問題はありません。しかし、中には所有者がはっきりしなかったり、連絡が取れない例などがあります。また、生活がやっとで、解体費用の捻出が難しい場合もないとはいえません。いろいろな問題が多く含まれておりますので、解決のための調整も必要になると思います。

こうしてみますと、大仙市の空き家対策では、空き家対策室の皆さんは本当に頑張っていることではあると思いますが、市全体としては不十分ではないかと思えるのです。体制を強化して、空き家対策特別措置法が十分に生かされるように、住民本位の空き家対策事業を展開してほしいと考えるものです。そこで何点かの質問をいたします。

一つ目は、空き家問題に対する相談等を、本所はもちろんですが、各支所、公民館でも受け付けるようにできないのか伺います。

二つ目に、空き家問題が発生した場合には、直ちに市の担当者と地域、そして所有者などの三者の打ち合わせを行うことができないのか伺います。

三つ目には、所有者不明の場合など、市側で調査していただくことはできないものか伺います。

四つ目に、全市内の空き家の実数は、いかほどなのでしょう。また、調査の上、「特定空き家等」の認定を早く実施すべきと考えますが、現状での到達点はどのようになっているのか伺います。

五つ目には、空き家解体や修繕に関する経費への援助制度があるはずですが、それほどのようになっているのかお聞かせいただきたい。また、一定期間の低利での貸出制度も設けるべきと考えますが、いかがお考えか伺いたいと思います。

六点目になりますが、大仙市における空き家対策の取り組みについても、政府の空き家対策特別措置法についても、私たち市民にははっきりと知り得る状況にはなっておりません。大仙市の基本的な空き家対策について、チラシや広報などで、もっと分かるように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

七つ目には、空き家対策を速やかに推進させるためには、調査や調整、勧告などで空き家対策室の体制の強化が、もっと必要と考えますが、いかがでしょうか。

八つ目に、空き家管理の方法として、これは野放しにすれば空き家のどんどん悪い方向へ進みますので、空き家管理への方法をとっている自治体もあります。そこで、一定の費用もいただきながら空き家巡回サービスを実施し、空き家内外の異常点検、雨漏りや水漏れ、清掃のサービス、草刈りや庭木のチェックなど実施できないものか伺いたいと思います。これは市独自でやってもいいですし、特定業者に依頼しても結構です。検討していただきたいと思います。

九つ目、最後になりますけども、特定空き家等に認定され、指導や勧告をするわけですが、指導や勧告になかなか応じてくれない場合には、市の判断で行政撤去・解体できるように条例を整備できないものでしょうか。これを伺いたいと思います。

細々と以上9点にわたって質問をさせていただきましたが、空き家対策については、今だからこそ本気度を出して進めていかなければならない課題であると考えます。市として誠意のある回答を望むものです。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の空き家対策についてであります。はじめに、空き家問題に対する相談体制につきましても、既に各支所におきまして地域の空き家相談に対し受付をする体制が整っており、相談に関する調査や所有者等への連絡など、必要な対応を行っております。

しかしながら、議員ご指摘のように、市民からの所有者不明の空き家相談等に対しまして不適切と思われる対応があったとのことでありますので、今後はしっかりと丁寧な対応を徹底してまいりたいというふうに考えております。

一方、各公民館につきましても、相談の受け付け後に総合防災課や各支所の担当に引き継ぐ体制を取っており、所有者や関係者の情報を共有するなど、問題解決のため連携しながら対応に当たっております。ただし、調査を行っても所有者等が判明しない空き家もあり、問題解決に至っていないケースもあることから、今後も他自治体の事例や活用可能な制度を研究してまいりたいと考えております。

次に、関係者間の協議につきましても、個人情報保護や遠隔地に居住する方との調整など様々な課題があることから、地域の意見が所有者等へ伝わるよう、現在は市が電話や書面によりお知らせしているところであります。

次に、所有者不明の空き家の調査につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により可能となった固定資産税情報の取得のほか、必要に応じた登記簿や戸籍の調査を実施するなど、所有者等の特定に努めているところであります。

次に、市内の空き家の状況についてであります。平成31年3月末時点の空き家の件数は1,188件となっており、うち77件を特定空き家として認定している状況であります。

また、平成23年度の調査においては、空き家の件数が1,415件でありましたが、解体等により件数は徐々に減少傾向にあり、平成30年度中におきましても43件の空き家が解体されております。うち12件については、市の補助金を活用した解体となっております。

次に、解体や修繕に関する支援につきましては、所有者等の個人が危険な空き家を解体する場合には、50万円を限度として解体経費の2分の1を補助する市独自の制度を設けております。

また、空き家等に再居住する際の修繕につきましても「大仙市住宅リフォーム支援事業」として、工事の種別に応じて工事費の10パーセントから20パーセントを支援しております。さらに、解体資金の貸し付けにつきましても、平成26年度に秋田銀行と覚書を締結し、危険な空き家を解体する場合には、銀行の「空き家解体ローン」を利用することにより、金利が優遇される制度を設けております。

次に、市の取り組みや関係法令等の周知につきましては、市のホームページや広報を活用した情報発信に努めているところであります。

また、空き家等の諸問題の未然防止や利活用の促進の観点から、今年度、空き家予防啓発冊子を作成し、所有者等に対する適正管理の促進や空き家の発生予防などに努めているほか、「空き家対策に向けた地方創生連携協定」を締結した秋田銀行とは、銀行が持つ民間のネットワークを生かした利活用の促進や、将来的な空き家発生の抑制などに取り組んでいるところであります。

このほか、秋田県仙北地域振興局、大仙市、仙北市、美郷町のほか、民間の不動産関係の7団体が連携し、官民連携による空き家の無料相談会を開催し、所有者等が抱える問題の相談対応を行っており、これらの活動を通して所有者等が責任をもって空き家を管理できるよう、今後もさらなる啓発に努めてまいります。

次に、空き家問題に対する市の体制強化についてであります。現在は、各部署によ

る全庁横断的な取り組みを行っており、それぞれの部署において専門性を持った対応に努めておりますが、現在実施中の空き家所有者等への意向調査アンケートによる集計結果も踏まえまして、今後はニーズに応じたさらなる対策と体制強化を図ってまいります。

次に、空き家の管理につきましては、空き家の点検や清掃等の巡回サービスを行うシルバー人材センターをはじめとした民間事業者が市内にもあることから、特に市外や県外に居住する空き家所有者等からの問い合わせや要望に対しまして、サービスの提供につなげられるよう、業者紹介などの方法について今後検討を進めてまいります。

次に、市による強制撤去・解体につきましては、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」において行政代執行を行うことができる旨を条文で定めており、平成23年度から平成25年度にかけて、学校に隣接した危険な空き家など3件の物件について行政代執行による解体を実施しております。

しかしながら、所有者等の生活困窮等の理由により、代執行費用を徴収することが困難な状況となり、不納欠損に至っているケースもあることから、行政代執行の実施につきましては、慎重な判断が求められております。

自治体を実施する空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の制定等により、危険な空き家への対応が図りやすい制度づくりが進んでいる一方、個人の財産に対する行政の関与については、まだまだ法制度の壁により、速やかな対策を講じることが困難な側面もあるのが現状であります。今後も、国へのさらなる法改正や支援等につきまして、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【老松市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 質問が9点にも多かったので、今の答弁だけで私も全部つかんでいるわけではありませんけれども、市の方でもこの空き家対策に今、力を入れて、結果がまだ出てないんですけども、いろいろ検討したいとか強化したいとかというような答弁がありましたので、今の時点で空き家対策にきちっと取り組まないと、私、大変だと思うんですよ。ですから、今、市長さんの答弁にあったように、市で取り組んでいる今

の結果をもってね、体制の強化を含めた検討を是非お願いして終わりたいと思います。
以上です。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先程の答弁の中でも現在検討中と、研究中だというふうに申し上げました。所有者等
が分かる場合でも生活困窮等の関係で解体できないということで、2分の1の補助制度、
50万円を限度とした補助制度はあるわけですが、なかなかその補助残といいま
すかね、対応額を用意できないということで進まないケースが多々あります。そうした
ものに、やはり一步踏み込んでいかないといけないというふうに思っておりまして、土
地が抵当に入っていないような場合ですけれども、本人が解体する場合、最終的に更地
になったその土地を売却して、残りの、何と申しますかね、財源を、掛かった経費を補
填するというようなやり方、それから、本人じゃなくて隣人、それから自治会等が本人
から無償譲渡を受けてですね、やる場合、それに対して市が補助するわけですが、
補助残につきましては、その土地を取得するという格好で穴埋めするといえますか、そ
うしたことに取り組んでいる自治体もありますので、大仙市に合う合わないありますけ
れども、いろんなやり方をですね、いろんなケースが、空き家の場合もケースがありま
すので、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、相続人の存在・不存在が明らかでない場合でも、若干そこで
ストップしていた経緯がありますけれども、実は市が利害関係人として、例えば税金が
滞納されているとかということで裁判所の方に相続財産管理人の選任を申し立てするこ
とができる。その財産管理人によりまして清算手続を行うという手法もありますので、
そういったことを今検討しておりますが、きちっとした制度、大仙市としての制度をま
とめてですね、この後、空き家対策しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考
えております。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 二つ目の質問に入らせていただきます。

公共施設の熱中症対策についてであります。

今年度から小学校の普通教室へのエアコン設置工事を実施しているところですが、学

校に限らず公共施設の事務所等でのエアコン設置状況について伺いたいと思います。

特に今年の夏は、昨年にも増して暑い日々が続き、熱中症対策が全国で叫ばれております。地球温暖化の影響もあってか、年々暑くなってきているように感じます。

熱中症対策としては、室内の場合には室温調節が重要といわれており、これにはエアコンによる室温調節が重要になってまいります。過ごしやすい室温の中で、少しでも効率の良い業務が安心してできるように、全ての公共施設に対し設置していただきたいと考えるものです。

そこで伺いますが、一つ目、まだエアコン未設置の学校に対するこの後の学校関係のエアコン設置の予定をお知らせいただきたいということであります。

二つ目は、公共施設のうち、エアコンが設置されておらない施設はどれくらいあるものなのか。全施設を調査の上、教えていただきたいと思います。また、まだ未設置の施設があるようでしたら、これらの施設に対してエアコン設置は予定されているのか、具体的に教えていただきたいと考えるものです。

エアコン設置は、速やかに設置することが求められている近年の状況にあります。せめて来年の夏までには、できれば公共施設にエアコンが設置されるよう期待したいものだと思っております。

以上で終わります。よろしく答弁お願いします。

○議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 藤田和久議員の二つ目の発言通告の公共施設の熱中症対策のうち、質問要旨の1番目の質問につきましては、教育指導部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋幸晴） 佐藤教育指導部長。

○教育指導部長（佐藤英樹） 質問の公共施設の熱中症対策についてお答え申し上げます。

はじめに、小・中学校へのエアコン設置の予定についてであります。

小学校へのエアコン設置につきましては、今年度と来年度の2カ年で完了したいと考えております。

今年度は「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用して、9校で工事を実施中で、間もなく完了する予定です。

残りの小学校につきましては、来年度設置したいと考えております。

また、中学校への設置につきましては、現在、重点施策として取り組んでいる学校ト

イレの洋式化や高圧受電設備更新の進捗状況を考え合わせるとともに、従来の学校施設環境改善交付金事業にも空調設備の補助メニューがあることから、今後の国の採択方針や市の財政状況を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高橋幸晴） 次に、老松市長。

○市長（老松博行） 藤田和久議員の二つ目の発言通告の公共施設の熱中症対策のうち、質問要旨の2番目の質問につきましては、総務部長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋幸晴） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 2点目の公共施設のエアコンの設置状況についてであります。各庁舎や市民の皆様の利用が多い公民館、集会施設、福祉保健施設などの公共施設は、全部で136施設あります。このうち117施設については、施設の全館または一部の部屋にエアコンを設置済みであり、残りの19施設は未設置となっております。

この未設置の19施設のうち、職員や管理人が常駐している施設は3施設であり、残りの16施設は、貸し館として使用願いが出されたときのみ解放する集会施設などあります。

熱中症対策としましては、できるだけエアコンが設置されている部屋を利用させていただいているところではありますが、未設置の部屋においては扇風機を設置しているところあります。

今後、エアコン未設置の施設、あるいは部屋については、要望の有無や利用状況、また、利用される皆様のご意見等を勘案しながら、必要と判断した場合は設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、体育館などのスポーツ施設については、これらの施設に含まれておりませんが、熱中症の危険がある日は注意喚起を行うなど、引き続き、利用される皆様の健康状態について、細心の注意を払って管理・運営をしてまいります。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 一つは、中学校のエアコン設置と、最近の情勢からいくと、私は

遅れていると思うんです。財政的な問題もありますので、何とか工事をできるだけ急ぐようにお願いをしたいと思います。

もう一点は、公共施設のエアコンの設置で、19施設で未設置があると。その中でも職員等が常駐する施設では3施設が未設置だということがありました。この常駐の場合にはね、やっぱりエアコンが私は必要だと思うんですよ。これをまず早急に取り付けていただくようにお願いをしたいと思います。もし答弁があるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（高橋幸晴） はじめに、佐藤教育指導部長。

○教育指導部長（佐藤英樹） 再質問についてお答え申し上げます。

中学校に対するエアコンの設置についてのご要望についてでございますけれども、答弁の後段でも申し上げましたとおり、来年度、残り小学校につきましてエアコン設置を考えているところでございます。

今後は、令和3年度、中学校設置を想定しつつも、トイレの洋式化、それから高圧受電設備更新などの状況もあわせながら検討していくこととなりますけれども、議員からご要望があったとおり、中学校のエアコン設置についても優先順位をつけながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋幸晴） 次に、舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 藤田和久議員の再質問にお答え申し上げます。

未設置の施設のうち3施設、これは全て公民館の分室でございます。やはり職員がいる部屋については、やっぱり設置を進めていくように来年度検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 次に、3番の項目について質問を許します。藤田和久君。

○10番（藤田和久） 三つ目の質問に入らせていただきます。

三つ目の質問は、トランプ・アメリカ大統領が日本に購入を強く迫っている陸上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」に関連しての質問になります。

政府は、アメリカの要請に対し、2017年12月、北朝鮮の核・ミサイル開発を差し迫った新たな段階の脅威と捉え、イージス・アショア2基の導入を閣議決定し、秋田

市新屋地区と山口県むつみ演習場を配備候補地にしました。その後、新屋演習場への配備計画をめぐって防衛省が地元の秋田県と秋田市、または市民に示した説明資料が、でたらめな計算や間違っただけのデータに基づいて作成されていたことに大きな怒りと批判の声が県民に広がっております。しかも住民への説明会は形だけで、何があっても「新屋ありき」という形で導入という防衛省の姿勢が問われております。そしてこの説明会の際に防衛省の担当幹部が居眠りをしており、住民の怒りを倍増させています。その後、北朝鮮情勢の変化に応じて住民参加の避難訓練も当面中止し、北海道や中国・四国地方に展開していた迎撃ミサイル（PAC3）部隊を撤収させました。ですから、イージス・アショア導入の根拠や前提そのものが崩れていることとなります。

そしてこの二つの候補地は、北朝鮮のミサイル発射基地と米軍のハワイ、グアムの基地を結ぶ軌道の真下にあり、日本防衛のためではなく、アメリカ防衛のためだったことも判明しました。さらに、このイージス・アショアには、3機のミサイル発射装置がセットされており、近隣諸国へのミサイル発射が可能になるということで、ロシアや中国から反対の声明も出されております。

また、今回の参議院選挙では、イージス・アショア配備反対を表明して戦った野党統一候補の寺田静氏が激戦を制して当選を勝ち取りました。そして、比例選挙では、県議会や秋田市議会で市民の反対要請の陳情を「不採択」や「継続審査」にした主人公の公明党は、秋田市で3分の2まで落ち込み、大敗北を喫し、共産党に抜かれ第4党へと転落しました。この結果、秋田県民は、明確にイージス・アショア配備にノーの審判を下したことになります。

イージス・アショアの配備に関する県民の世論調査の結果も、全県で反対が60.7パーセント、賛成が28パーセントとなっております。ちなみに大仙市では、反対が66パーセントにもなっています。それでも安倍政権はイージス・アショアの新屋配備を諦めておりません。

そこで質問ですが、全県的な反対運動が続く中、しかも6割以上の配備反対の世論の中、この問題を大仙市長はどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問のイージス・アショアの配備についてお答え申し上げます。

地上配備型のミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の配備計画を巡りましては、ご案内のとおり、防衛省が示した適地調査結果のデータに誤りがあったことなどから、防衛省は再調査を行うことを表明いたしております。

再調査につきましては、国におきまして、秋田市の新屋演習場を含む秋田県と青森県、山形県の20候補地をゼロベースで調査し直すとしております。

候補地の選定に当たりましては、イージス・アショアの国防上の必要性や安全性、配備した際のリスクなどについて、県民あるいは市民に対し、正確かつ丁寧な説明と住民目線に立った誠意ある対応が必要であると考えております。

イージス・アショアの配備につきましては、いずれにいたしましても周辺地域の安全・安心の確保と地域住民の十分な理解を得ることが大前提であるというふうに考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 防衛省は、再三再調査をするといっておりますけれども、一部には秋田ありきが原則になっているんじゃないかという意見もあります。

これ、アメリカから押し付けられたものですので、何だかんだいっても最後まで押し付けようとすると思うんですね。そうした場合、どうなるか。今回の秋田県の25市町村に陳情も出されております。一部の議会では採択されたというニュースも上がってきております。また、一部自治体の首長が反対だと明確に発した首長もおります。

私、何でこういう質問出したかという、国ではどこまでも何だかんだといって押し付けてくると思うので、やはり市長さんや議会が、きちっとした態度を示してもらいたいという考えで質問したわけです。知事さんは再調査で秋田県ありきでは、これはけしからんと、いろいろ悪いことを言うけど、配備には反対だとは言わないわけですね。けれども秋田県の自治体の首長さんが、これは住民が6割以上も反対だし、いろんなものが反対の方向へ動いているし、危険だということで反対だと、ほとんどの首長さんがそういう表明をされれば、防衛省の方でも動きにくいと思うんです。今度、これはうわさ話ですけども、防衛省では、各自治体の首長さんに要請に入るといわれています。

そうした場合に、やっぱりきちっと表明しておいた方が私はいいのではないかと思うので、この質問をいたしました。大変市長さんの個人的な考えを聞くようですが、もう一回このことについて答弁いただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、イージス・アショアの導入につきましては、賛否両論あるということは重々、市民の皆さんの中にも賛成・反対がおるということは重々承知しております。一つは、北朝鮮のミサイルの脅威をどういうふうにか考えるか。まだ大変な脅威となっているよと、いや、なってないと、それから、このイージス・アショアの導入経費ですね。これは大変、費用対効果といいますか、大変巨額じゃないかと、額が多すぎるんじゃないかというふうな、ここでも、いやそんなことないよと、そうだよという両論があります。そして、今、藤田議員がおっしゃったようにアメリカの武器購入、アメリカから武器を買うのが目的なんじゃないかというふうなご指摘もありますし、いや、これはやはり弾道ミサイル攻撃から国民の生命と財産を守るために、少しでも、何といいますかね、可能性を高くするために必要なんだというふうな議論、賛否両論があるということでもあります。私もあえてどちらかと聞かれると、やはり、北朝鮮のミサイルの脅威、こうしたもの、弾道ミサイル攻撃から国民の生命と財産を守るためには一定の防衛力が必要だというふうに思っておりますので、このイージス・アショアそのものについては、全く否定するというものではありません。ただし、設置する場所につきましては、先程言いましたように、大変慎重に選定するべきであるというふうに思っておりますし、また、国家の安全保障の必要性と、それから、それを支える地元の住民の皆さんの理解と、この二つをですね、両立させるということが国に求められていると、国の説明責任ではないかなというふうに思っておりますので、そういった意味でしっかりと国からは対応していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） PAC3というのも迎撃ミサイルなんですけども、このイージス

も同じような用途で、イージスの方が当たる確率が高いといわれています。けども、アメリカ、自分の国に置かないんだよね。自分の国防衛するんなら、自分の国の周りに置けばいいわけ、普通は。これ、置けない理由があるんです。50年前にハワイから200キロ離れた所で、その小型原爆を500キロ上空で撃ち落としたんですよ。そしたら、あのハワイ全部停電になったんです。それから、船とか大きい機械がみんな壊れちゃったんです。これ、電磁パルスというやつで、下りてくるんだそうです。500キロも1,000キロも上から。それでブラックアウトになる。そういうのがあるから、アメリカは自分の基地に置かないわけですよ。それやっばり秋田にあつたら、秋田の近くでドンやる可能性がある。そういう意味で、学者の方々は、非常に危険だから日本に置くべきでないという学者もいますので、今後、市や市長さんの判断に、そのことも参考にさせていただければありがたいと思います。

以上で私の方から終わります。

○議長（高橋幸晴） 答弁いりませんか。

○10番（藤田和久） 結構です。

○議長（高橋幸晴） これにて10番藤田和久君の質問を終わります。

【10番 藤田和久議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、4番佐藤隆盛君。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして2点を柱に質問をいたします。

まず、今年の夏は「雑草軍団」の愛称のもとに、一地方の公立高校に過ぎない金足農業高校野球が全国制覇に王手をかけた快挙は、私たち秋田県人なら忘れられない、うれしい夏となりました。まるで秋田県が一つになったような、熱い夏を体験したところがございます。そして今年の夏は、私たち仙北地域にとっては、あの熱い時間が再現されたような思いの夏となったのであります。第85回全県少年野球大会兼第68回県中学校軟式野球大会の決勝で、惜しくも秋田北中には敗れはしたが準優勝に輝いたことでもあります。そのみか、東北大会に出場権を獲得し、さらに全国中学校軟式野球大会まで駒を進め、東北第二代表で初出場ながら、この地域の歴史にない全国第3位の入賞を果たしたのであります。

仙北中学校では、そのほか女子バレーボールチームや個人女子柔道なども全県優勝し、東北大会でも活躍し、全国大会出場など素晴らしい成績を収めたことは市長の市政報告にもあったように、皆さん既にご承知のとおりであります。

こうした小規模校が過去の歴史にない成績を収めたことについての分析は、私には一口に申し上げる力はありません。しかし、この地域の生徒たちの快進撃に、地域が燃えていく、一致して応援していくあの姿に、今まで見たことのない感激を覚えたのであります。スポーツや若い人たちの可能性について、いかに大事かということについてでありました。

そこで質問いたしますが、第3次大仙市スポーツ推進計画についてお尋ねいたします。

県では、2030年までに、スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田を目指し、平成21年に「スポーツ立県あきた」を宣言しております。スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向け、取り組みを強化することとしてから、新たに東京オリ・パラなどを契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大など5項目を掲げ、平成30年に「スポーツ立県あきた」推進プラン、第3期秋田県スポーツ推進計画を行っております。そして佐竹知事は、「スポーツ立県あきた」のそのスポーツ推進計画に対し、6項目を掲げ、決意を宣言しております。

当市でも平成21年に「一生スポーツ 一生健康」の基本理念を掲げ、市民が生涯を通じて個々のライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、「大仙市スポーツ振興計画」を策定しております。その後、スポーツを取り巻く環境の変化にあわせ、平成26年には第2次大仙市スポーツ振興計画、そして今年度、平成31年に新たに基本項目に、一つ、ライフステージに応じたスポーツ活動と健康づくりの推進、二つ目として、子どもスポーツの機会の充実と人材の育成、三つ目には、競技スポーツの振興、四つ目には、スポーツによる地域の活性化と交流人口の拡大、五つ目には、地域のスポーツ活動の充実と環境の整備など5項目を掲げ、老松市政として第3次大仙市スポーツ推進計画を策定しております。

そこで市長にお尋ねしますが「大仙市スポーツ推進計画」を、どのような思いと決意を持って進めていこうとしているのかお伺いいたします。

「地域のスポーツ活動の充実と環境の整備」を基本目標に掲げて、具体的な施策とし

て、大仙市公共施設などの総合管理計画に基づき、スポーツ施設を安心して利用できるよう、施設の補修整備を進め、安全性の確保に努めますなど掲げておりますが、意識調査、アンケートによりますと、多くの市民が公共施設を利用して運動・スポーツを行っておりますが、市に力を入れてほしいこととして、1番目には「体育施設の条件整備」を望んでおるのであります。

そこでお尋ねいたしますが、平成20年には年間施設利用者数は47万人でありましたが、現在のそれぞれの施設利用者数は、どのような数値となっているのか、また、今年度は大曲武道館を新築しておりますが、今後のスポーツ施設の新築計画及び修理修繕要望などがあるのか、お知らせ願います。

厳しい財政とはいえ、市民のスポーツ活動の環境と整備については、将来展望を見越し、泥縄式でない修理・修繕を含め施設計画を進めていくべきと強く望むものであります。

次に、基本目標に「競技スポーツの振興に東京オリンピック・パラリンピックの開催は、スポーツへの関心を高める契機となり、さらに地元出身者の活躍は地域に活力をもたらすため、各競技団体や関係機関との連携を図り、競技スポーツの振興が図られるよう、関心向上と活動支援に努めます」とあります。その中に具体的な施策として「障がい者スポーツ団体の関係者機関と連携し、スペシャルオリンピックスなど障がい者のスポーツ活動を紹介することで、障がい者スポーツに対する理解を深めます」と新規に盛り込まれておりますが、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

障がい者のスポーツ実施状況は、平成25年度文部科学省によれば、成人の過去1年間のスポーツ実施率は、週1回以上スポーツを行う人は全体では47.5パーセントに対し、障がいのある成人は18.2パーセントと半分以下で、また週3回以上の実施率ではおよそ3分の1となっており、当市では週1回以上運動する成人の割合は36パーセントとなっております。

また、「障がい者」と一口でいうけれども、見て分かる身体障がい、体でありますけれども、それから分かりにくい知的障がい、それに精神障がいなどに分かれております。そこで質問いたしますが、市内それぞれの障がい者スポーツ人口は何人なのか。そして、競技者人口は何人なのか。おるのか。また、どのようなスポーツ競技を行っているのか、団体数も含め実施状況をお知らせください。そして障がい者スポーツに対して、どのような支援・対応を行っているのか、具体的にお知らせ願います。

以上でございます。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤隆盛議員の一つ目の発言通告の第3次大仙市スポーツ推進計画に関する質問につきましては、生涯学習部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋幸晴） 安達生涯学習部長。

○生涯学習部長（安達成年） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第3次大仙市スポーツ推進計画についてであります。

はじめに、「大仙市スポーツ推進計画」に対する思いと決意につきましては、「一生スポーツ 一生健康」という基本理念のもと、第3次計画は「健康づくり」「スポーツ機会の充実と指導者人材の育成」「交流人口の拡大」「地域のスポーツ活動の充実」など、第2次計画からさらに踏み込んだ計画としております。

具体的には、高齢者の運動機能や認知機能の低下と閉じこもりの予防、一生涯を通じてスポーツ活動が続けられるよう、少年期からの肘や膝のスポーツによる障がいの予防、さらに500歳野球やスポーツ合宿など、スポーツを通じた大仙市の魅力発信と交流人口の拡大、適切で効率的な利便性の高いスポーツ施設の充実などを促進してまいります。

これらの具体的な取り組みを通しまして、スポーツを通じた健康寿命のさらなる延伸を目指し、市民の誰もがライフスタイルに応じて日常的にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、スポーツ施設の利用者数と今後の新施設計画、現施設の修理修繕状況につきましてお答え申し上げます。

はじめに、全スポーツ施設の利用者数ですが、平成21年度から平成30年度までの過去10年間の平均が約61万人となっております。野球場が約8万2千人、体育館が約22万8千人、テニスコートが約6万3千人、プールが約8千人など、ほぼ横ばいで推移しております。

スキー場につきましては、ここ4年程、年末年始の積雪不足により入り込み数が減少気味であり、ピークとなりました平成26年度の7万2千人に対しまして、平成27年度から平成30年度の4年間の平均が約5万3千人に落ち込んでございます。

グラウンドゴルフ場も、この3年程、微減傾向になっております。

サッカー場につきましては増加傾向にありましたが、施設のほとんどが河川敷にある

ため、豪雨災害などがあつた平成29年度と平成30年度の平均は約1万6千人と、やや伸び悩みの傾向にあります。

しかしながら、本市の人口が減少時代に入っていることを考慮しますと、大きな利用者減には至っていないものと捉えてございます。

また、新しい施設の計画につきましては、現在、大曲武道館の改築工事が予定どおりに進んでいるほか、昨年6月の市議会定例会で請願が採択されました多目的人工芝グラウンドにつきましても、複合施設として広く活用が図られるスポーツエリアとなるよう、災害等の心配が少ない候補地の選定について現在検討しているところであります。

現施設の修理・修繕や改修につきましては、市の総合計画や公共施設等総合管理計画に基づきまして、仙北地域テニスコートの人工芝化などの早期実現を図るとともに、計画的な補修整備を行いまして、長寿命化を図るもの、または統廃合を検討すべきものに分けまして、適切で効率的な施設管理と維持に努めてまいります。

次に、スペシャルオリンピックスなど、障がい者のスポーツ活動に対する具体策についてですが、スペシャルオリンピックスとは、知的発達障害のある人の自立や社会参加を目的として、日常的なスポーツプログラムや成果の発表の場としての競技会を提供するスポーツ組織であります。

本市では、平成27年7月にスペシャルオリンピックス日本・秋田大仙支部が設立されまして、知的障がい者とその家族、ボランティアコーチで組織し、スポーツプログラムとしてフライングディスクや卓球、バスケットボールの3種目について活動を行っているところであります。

第3次計画では、知的障がい者の活動も含めまして、広報やホームページ等で紹介し、広く地域や社会の関心、理解が得られるよう、支援するものであります。

市といたしましては、今後とも活動施設の使用料の免除に加え、プログラムに合わせた施設の確保などの支援に取り組んでまいります。

次に、市内の障がい者スポーツ団体と障がい者スポーツ人口につきまして、現在、秋田県障害者スポーツ協会に競技団体として登録されているのは10団体ありますが、そのほとんどが秋田市内の施設を拠点に活動しており、大仙市を拠点とする競技団体はありませんでした。

競技人口については、秋田県障害者スポーツ協会の登録10団体のうち4団体に、大仙市からは現在13名が登録して活動してございます。

なお、全国規模のスポーツ大会で好成績を収められた方に贈られる大仙市スポーツ賞、栄光賞の昨年度の受賞者8名のうち4名が障がい者アスリートでありました。

このほか、市内において障がい者スポーツに親しんでいる人口としては、市が大仙市身体障害者福祉協会に委託して実施してございます身体障がい者を対象といたしましたサウンドテーブルテニス大会、グラウンドゴルフ大会のほか、卓球・バレーやフライングディスクなどの軽スポーツ教室の参加者が昨年度、延べ68人でありました。

知的障がい者については、スペシャルオリンピックス秋田大仙支部が主催するスポーツイベントプログラムとして、卓球、フライングディスク及びバスケットボールが行われておりまして、昨年度はそれぞれ9回開催され、全体として延べ303人が参加してございます。

精神障がい者については、市がNPO法人大曲ふれあい会に委託している地域活動支援センター事業の中で、週1回、バレーボール、卓球、バドミントンなどを行っておりまして、昨年度は延べ161人が参加してございます。

なお、障がい者スポーツに対する支援につきましては、先程も若干触れましたが、体育館等の施設使用料免除のほか、聴覚障がい者のための手話通訳者や大会運営スタッフを派遣するなどの支援を行っております。

今後も、障がい者の積極的なスポーツへの参加を通しまして、社会参加や交流を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛） まず、いろいろ説明いただきまして分かりましたけれども、実は私、なぜこのことを取り上げたかと申しますと、何年か前にありましたけれども、県で国体のときには、開催のときはいいんだけど、ほかのときは全然駄目だと、低迷しているということで、スポーツ立県あきたを作ったというふうに、それを作った後にですね、ネットで見ましたら、この決議って宣言、佐竹知事が作った後の方に6項目を掲げて、私はこれについて強く、早くいえば頑張りますと、このように進めていきますと言っておったのを見てですね、今、たまたま、たまたまというんですか、31年の老松市政で作ったわけでありましてけれども、そういう思いで、市長はどういう思いでですね、おる

のかということで、まず冒頭に聞いたところでございます。

それから、まず一つですけれども、先程申しましたけれども、スポーツをやる人はやっぱり施設準備、これは私方もそうなんですけれども、私も週一、ラージボールやっているんですけども、やっぱりあれを壊れたとかっていえば、すぐ直してもらいたいもんだとか、数の問題もあるしというような、やっぱり要望あるわけなんです。ですから私はね、そういうときは、そんなに金も掛かるわけじゃないですから、なるべく早く修繕をしていただきたいものだなというふうに思っています。

それから、こういうことないかあるか分かりませんが、私、常に気にかけているんですけども、書面でも、それから口頭でも、このどこをどうしてくださいますかといったときに、当然職員に言いますけれども、最後にはすぐ回答出てこない。だから、そして金がないからちょっと後になるとか。私はですね、そういうことがまずないように、ですからそういう要望、例えば今、新築じゃないですけども、修繕要望などがあつたときは、やっぱりその係とですね、財政も含んで、実際はその場所を見なきゃならないと思うんですよ。そして、その要望したときには、いつならいつできるんだと、いつまで待ってくださいということを、このシステムというか、そういう体制をしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

いずれ仙北、私ちょっと出ましたが、テニスコートが仙北出ました。これも聞こうとしておりましたけれども、確かに「ふれ文」にあるテニスコートですけども、ごみが、風吹くとごみ飛んで近隣に迷惑かけると、いろいろなちょっと不備もあるようですし、何とかしてくれないと要望出したように聞いておりましたから、そのことをですね、先程聞きまして分かりましたけれども、そういうこともそうです。

それからもう一つはですね、新築のその、今、サッカーとか、今それ検討しておるようですけれども、ただ、場所の方はどこだか分かりませんが、今の答弁聞いてですね、私はちょっとあれですけども、趣味、里山登山でよく大平山に登るんですよ。そしてそこから見ればですね、やっぱりそういうサッカー場、ほかからも効果的なことを考えればですね、ふれあい地域がふれあい体育館設備があつてね、非常に駅から降りて、そして東へ真っすぐ行って、そして他市町村方とか県が来るときにですね、非常に便利のいいところだというふうに思って、常々大平山に登って俯瞰して見るとそういう気持ちでありますので、それを検討していただきたいもんだなというふうに思います。

それから、私、なぜ障がい者のことを触れたかといいますと、毎回のよう、毎年か、

今、パラリンピックで報道、いろいろなアスリートとか放送、放映されておりますので、そういうことですね、大仙市の障がい者はどのようになっているのかなということでお尋ねしたところでございます。

今いろいろ答弁されましたけれども、大体数字いろいろ言われましたが、思ったよりいるんだなと、よくやっているんだなと。まず私ですね、県の大会、この8月24日の日に県にスポーツ、700人ぐらいの規模でですね、全県大会を行ったようであります。それについてどのように大仙市から行ったか分かりませんが、その大会がバレーとですね、卓球と何だかだったんですよ。それに参加しておるのかなということですが、そしてそのためにふれあい体育館では20人程度でしたけれども毎週水曜日、5月から8月21日頃までに借りて練習しておりました。ですから、そういうこともしてですね、やっておるんだということで、それへの参加するためなのかなということで、この点で分かったらですね、8月24日の日に、今の8月24日ですがけれども、やっておるようでありますから、もしあれだったら参加しておったのかなかったぐらいはですね、教えていただきたいものだなと思います。

それから、最後に一つですがけれども、秋田県では障がい者へのですね、理解を促進及び差別解消の推進に関する条例を、この4月1日にですね、施行されております。この障がい者に対して。その中に、障がい者を理由とする差別の解消に関する基本的施策があつて、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動などに参加する機会の確保とありました。そういうことからしてですね、市でもサポート対策を強化してですね、より多くの障がい者のスポーツ参加できる環境を、やっぱり施設を整えてもらいたいもんだと、整えるべきではないかなというふうに思うものであります。

そしてもう一つはですね、やっぱり大仙市では4,700人の身体障がい者手帳を持っているわけでありまして、そのうちの二千何ぼがですね、身体等の、手足の不自由な人方になっております。そういうことからしてですね、今のふれあい体育館は障がい者用のトイレは対応されておりましたけれども、いろいろ今は災害が多いわけでありまして。そういうときに、災害のときにですね、そういう体育館とか古しい体育館にもですね、やっぱりそういうことを考慮すれば、身体障がい者トイレ、対応するトイレもですね、見直していくべきではないかなということですね、要望するわけでありまして。

今、とりとめなく話しましたけれども、その点についてどうだか、返答ですか、お答えといいますか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、スポーツの持つ大きな力と、先程最初にお話ありました今回、仙北中学校の大活躍といいますか、地域が本当に勇気と元気をもらって感動も受けたということでありますけれども、そうしたスポーツの大きな力というのは私も感じております。そうしたスポーツによるまちづくりといいますか、是非進めていきたいというふうに思っております。

今回、決意という言葉ありましたけれども、残念ながら1次、2次のこのスポーツ振興計画の中で週1回以上スポーツをやる方という、何かアンケートを取りますと、ほぼ変わっていないと。残念ながらスポーツを楽しむといいますか、スポーツをされる方が全然まず増えていない、横ばいだということが結果出ているようですので、何とかこのスポーツ、第3次大仙市スポーツ推進計画では、そうした基本的なところをですね、皆さんがスポーツで、スポーツ一生健康と、まさにそれを実現できるように取り組んでいければというふうに思っております。

施設整備の関係でしたけれども、いろいろご指摘ありました。今、多目的人工芝グラウンドにつきましては、今、場所のね、検討、委員の皆さんに進めていただいておりますので、それを尊重してまいりたいというふうに考えております。

それから、テニスコート、仙北ふれあい公園のテニスコートにつきましては、唯一土のね、コートだということで、早急に対応しなければいけないというふうに認識は持っております。

それから、もう一つ、大曲武道館、今、建て替え中ですがけれども、その際に議論になりました仙北地域の武道館といいますか、剣道場と柔道場があるわけですが、これもあのときに一緒になって議論した、どこに建てるかというのが中心だったわけですが、そうした関係で取りざたした経緯がありますので、それについてもしっかりした考え方をもっていかないといけないなというふうに思っております。大曲武道館を建て替えすればそれでいいんだということではないというふうに思っております。

それから、要望関係につきましては、多くの要望があると。それから、財政事情も、今まだまだ厳しい状況が続くということで、やはり緊急性とかそうした優先順位を決めてですね、対応せざるを得ないということなので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、いろいろな障がいのある方に対するスポーツ、今、パラリンピックももうすぐあるということで大変注目されているところでもありますので、市としてもそうした障がいのある方のスポーツの振興と申しますか、一生懸命支援していきたいというふうに考えておりますし、また今、さらには様々な分野で障がいの方が生活しやすい、活躍しやすいようなそういう環境づくり、トイレの話もありましたけれども、そうした環境整備と申しますかね、バリアフリーとかについてはある程度取り組んできたところでもありますけど、さらに一歩進んだそうした取り組みも今後検討して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛） 教育長にお尋ねします。先程、私、冒頭にお話しましたけれども、この小規模校である仙北中学校が、このように活躍されてどんどんいったと。この前の仙北中学校の報告会のときは、確か「BIG」、Bはバランス、ちょっとIはわかりませんが、Gはガッツというような3項目で頑張ったと申しましたけれども、この一番のですね、私、冒頭に申しましたけれども、この成績について分析、私にはですね、一口に申し上げる力はありませんと申しました。教育長はこの原動力というものをですね、何なのかと、何と考えているか、ここまで快進撃の原動力をですね、どう考えておるとか、このことをひとつお尋ねし、私の質問を終わります。

○議長（高橋幸晴） 吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤議員の再々質問にお答え申し上げます。

本当にうれしい限りでありました。仙北中学校のみならずですね、大曲中学校もそうなんだけれども、野球の方では豊成中学校が合同でですね、それから南外中学校も全県出場しております。いわゆる小規模校がですね、大活躍しております。

野球に限らずですね、ほかのスポーツもいえると思うんですが、まず一つは、いろんな、いわゆるスポ少段階、小学校からのですね、スポーツ少年団ですごい活躍して、しっかりと監督に指導してもらってきた。それが中学校でも、それを伸ばしてもらったというのもございます。それから、特に野球に関しましてはですね、毎年、大曲仙北の選抜した選手を全国大会へ出場している。これで、全部の子どもたちが参加するわけではないんですが、各校の代表の子どもたちがこれに出まして、全国レベルのですね、プ

レーを勉強する。それから監督方も非常に良い刺激になっております。やっぱりそういった積み重ねがね、小学校段階、そして中学校でのそういった活動を通してですね、子どもたちにそういった力をつけてきたんじゃないかなと、こう思っております。

以上です。

- 議長（高橋幸晴） 一般質問の途中ですが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。
午後 1 時に再開いたします。修正いたします。1 時 1 5 分に再開いたします。

午後 0 時 1 5 分 休 憩

午後 1 時 1 4 分 再 開

- 議長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2 番の項目について質問を許します。佐藤隆盛君。

- 4 番（佐藤隆盛） 任意団体と市の関わり方について質問いたします。

当市が行っている任意団体と市の関わり方及び市が担っている任意団体の事務局業務についてであります。市が単独で行う事業でなく、関係する団体や企業、市民など、協働で事業を行う場合には、複数の関係者が加盟する任意団体を結成、また、市が事務局となることで中心的な役割を果たしながら事業を進めているように思います。

このような団体は様々なものがあると思いますが、名称が「〇〇実行委員会」、また、「〇〇協会」「〇〇協議会」「〇〇委員会」といったものが該当するかと思います。また行政目的でなく、もともとあった団体の運営が難しくなり、市が事務局を担うことになったという場合もあるかと思います。経緯はいろいろあるかと思います。市が事務局となるということは、これらの任意団体において、活動の企画立案をはじめ、団体が行う各種事業の準備、執行、団体総会の資料作成、団体予算の収支管理や通知の連絡などに至るまでのほとんどの事務を市が担うことになるわけでありまして、このような任意団体に関する業務をもう一度見直すべきではないでしょうか。

そこで質問いたしますが、市が事務局となる任意団体はどの程度あるのか。また、団体業務に携わる職員の年間業務量はどの程度か、状況についてお知らせください。

それから、市から団体への人的支援を人件費ベースで見ると相当な財政支援を行っていることになり、また、本来業務を圧迫するほど業務量も過大になっているのではないかと考えられます。任意団体事業については逼迫する市の財政状況と職員数の減少を踏

まえると、平成29年度に起きた団体会計の不正支出の再発防止といった観点からも、過剰な事務局業務の整理が必要と考えられます。今後も任意団体について、どのように関わっていく方針なのか、見解をお伺いいたします。

任意団体への人的支援については、福井市では「団体事務改善の方向性」や青森市のように「団体事務局の見直しに関する基本方針」を掲げているように、他市町村でも見直し方針を作成する事例が見られます。担当課や担当者任せにするのではなく、当市においても全庁的な見直し方針や業務協力に関する管理規定を作成するべきと思います。また、団体業務の検証が行われた場合は、報告を望むものでありますが、考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 質問の任意団体と市の関わり方についてお答え申し上げます。

はじめに、市が事務局となっている任意団体の数は、それぞれ目的は異なっておりますが、現在359団体となっております。この団体の業務に携わっている職員の業務量は、少ないもので年3時間程度から多いもので1,600時間程度、合計しますと年間約6万2千時間、日数にしますと約8,100日分に相当し、多大な業務量となっております。

次に、今後の任意団体事業に対する市の関わり方についてであります。団体の多くは、活動の促進や会員の育成等を図る目的により市が事務局となっているもので、活動の企画立案をはじめ総会などの運営、予算の収支管理にいたるまでの事務を市の職員が担っているものがほとんどでございます。

これまでも業務量の縮減と事務の透明性の観点から、出納管理について市職員以外の会員にお願いするなど見直しを行ってまいりましたが、残念ながら思うような業務量の縮減には結び付いていない現状となっております。

任意団体は、その団体が持つ人的資源やノウハウ、ネットワークなどを生かした自主的かつ自立的な活動が望まれることから、今後は現状を見極めながら、本来の団体の能力が発揮できるよう、自主運営を目指した事務局の移管や市民との協働の観点による事務局の役割分担について、積極的に団体内で協議していただくなど、これまで以上の見直しを強力に進めてまいります。

次に、全市的な見直し方針や管理規定の作成と検証についてであります。議員ご指摘のとおり、今後、任意団体との関わりについては、検証を実施した上で見直しを進める必要があると考えております。団体の自主的かつ自立的な活動を進めることにより、市職員の本来の職務に専念できる環境が築かれ、市民に対する充実したサービスの提供が図られることから、見直しに関する方針を今年度中に定めてまいります。

方針策定後においては、市が団体の事務局業務を継続していくことが必要かつ適正であるのかをしっかりと見極め、必要性が低い団体については、来年度より自立に向けた取り組みを丁寧に説明し、理解を得た上で段階的に事務局の移行と団体の自立育成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛） なぜ私はこの質問を取り上げたかと申しますと、実はある職員の人方と、職員もおる中で、職員がですね、事業者主に何とか協賛金といいますか、協力願うというようなことをいっておりました。何で市の職員、その何ていう、協賛金ですか、これをもらうのよと。私は主催がまず実行委員会であれば、そっちの人方がやってるもんだというふうに思っておりました。そういうことからして、「そうすれば、おめがだ、へばせ、そのものに領収書やってるのか」ったら、「領収書出してる」と。そして、「金は」たら、「金はうん、管理してる」と。実行委員会の方は何やってるのよと、○○実行委員会で例えば事業、例えば夏祭りもそうですけれども、そういうごど、そこでおがしんでねがなと思って、じゃあ何時間ぐれやってるのかということ聞いて、それで今回取り上げたところでございます。いろいろ聞くところによると、やっぱり、へば本来の業務は何となってるのかということにおのずとなりまして、そしてやっぱり自分もですね、よく分からなかったからですね、取り上げたところでございます。そして、もし例えば夏祭りの件でありますけれども、前の支所長やった経験の人さ聞いたらですね、例えばですよ、お祭りのやる予算があるわけで、市から補助あると。補助下があればですね、やっぱりある程度協賛金をもらうにあがねば、なぜかというとお祭りの質下げないように頑張らなければだめだよなというような思いもあったようであります。ですから

ですね、私はこういうものをいろいろ総合的に今、答弁いただきましたけれども、やはり福井市とか青森市のような、この何と申しますか、先程申しましたようにですね、やるようですけども、早急にこういう規定を作るべきだということで申し上げたくですね、質問したところでございます。せつかくでありますから、答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 佐藤議員の再質問に答弁したいと思います。

先程その協賛金のお話がありましたけども、確かにそういう事例があったというようなことではちょっと聞いております。ただ、その場合もですね、委員会の方の、実行委員の方の体調不良であったりとか、何かそういった特別な事情があったかと思いますが、ただ、それにしてもですね、やはりそういう場合に市の職員が携わるとするのは、あまり適切ではないのかなというふうに私たち思っております。先程の答弁もありましたように、しっかりとしたですね、その団体との関わり方に関しての基本方針、また、自立・自主的な活動に備えてですね、やっていただけるようにですね、しっかりと説明、丁寧に説明してですね、今後も、今後というか、今後しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、6番秩父博樹君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） 1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。今日最後の登壇になります。よろしく願います。

2項目通告させていただいております。通告に従いまして質問させていただきますので、よろしく願います。

まずはじめに、建設業の働き方改革につながる公共工事の平準化について伺います。

自治体が発注する公共工事は、その性質上、どうしても特定の時期に集中しがちな傾向がありますが、特定の時期に偏ることがないように、でき得る限り年間を通した平準化が求められます。

自治体は一般に、前年度末に予算が成立してから公共工事の詳細設計や費用の見積もり、入札などの契約作業に入るため、特定の時期にピークを迎える場合が多くなります。

国土交通省の調査によると、2017年度の公共工事を金額ベースで見た場合、最多となった12月が最少だった5月の1.5倍を超えております。2014年度の1.8倍と比較すると縮小傾向にあるものの、依然として大きな差があり、工事の集中によって多岐にわたる弊害が生じている現状があります。機材や人手の不足による工期の遅れや短縮は、長時間労働を招きかねず、現場の安全確保にも支障を来す恐れがあり、工事の集中に伴う市民生活への影響もあります。さらなる公共工事の施工時期の平準化を目指し、複数年契約による発注や柔軟な工期の設定、見積もりの前倒しを推進していく必要があります。

当市のような積雪のある地域など、年末や年度末にかけての工事が難しい地域があることも考えれば、多様な手だてが必要であることは言うまでもありません。

先駆的な自治体の事例としては、例えば静岡県は、16年度から道路の維持管理について、契約期間を7月から翌年6月末までと年度をまたぐ形に変更し、発注時期の平準化を進めているようです。

目標の設定も有効と考えます。埼玉県では18年度、閑散期である4月から6月の工事稼働数を年平均の90パーセント以上とする目標を掲げ、併せて複数年契約による発注などにも取り組んでいるようです。

当市が、大仙市が発注した公共工事において、前年度、平成30年度ですが、入札状況を確認しますと、第1四半期が49件、第2四半期が85件、第3四半期が33件、第4四半期が16件と、国交省の調査結果とは偏り方が違うようですが、ばらつきがあるのは否めません。冬季に発生する除雪作業に配慮した発注なのかもしれませんが、もう少し施工時期の平準化を図るべきではないでしょうか。

そこで1点目ですが、地球温暖化が起因と思われる自然災害が増加傾向にある昨今、日常の生活に欠かせないインフラ復旧の要である建設業の働き方改革が喫緊の課題と

なっている現状を鑑み、先進地域の取り組みの効果の分析や調査を進めながら、公共工事の平準化に取り組む必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目ですが、公共工事の平準化を進めるに当たっては、市が発注する工事のみならず、県及び国が発注する工事件数や規模も同時に勘案しながら進めていく必要があります。県及び国との問題意識の共有について、これまでどのような形で情報共有及び意見交換を図ってきたのか、また、今後は、建設業の働き方改革を前に進めるためにも、問題意識の共有をさらに深め、公共工事の平準化を図る必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

一つ目は以上です。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 秩父博樹議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の公共工事の平準化についてであります。はじめに、平準化の取り組みの必要性につきましては、年間を通じた切れ目のない公共工事の発注が地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であると認識をしております。

今年6月に改正されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期などの平準化が求められているところであります。

また、国におきましては、平準化の取り組み事例を「さしすせそ」として公表しております。これは、「（さ）が債務負担行為の活用」「（し）が柔軟な工期の設定」「（す）が速やかな繰越手続」「（せ）が積算の前倒し」「（そ）が早期執行のための目標設定」により、発注時期及び工期末が一時的に集中しないように年間を通じた分散化を図る取り組みでございます。

本市においては、道路舗装の修繕等に債務負担行為を活用するとともに、工事の設計、積算を前倒しすることにより早期発注に努めるなどの取り組みを進めております。

平成30年度における大仙市の建設工事の入札では、9月までの上半期におきまして、件数において年間の73パーセント、金額において年間の84パーセントを発注しております。これは、冬期間は除雪作業があることに加え、冬期の現場管理の難しさや工事費の掛かり増しなど、本市の実情に鑑みたものであり、全国一律ではない自治体それぞれ

れの地域の実情を踏まえることも重要であるのではないかというふうに思っております。

このようなことから、今後とも、工事の規模や地域の実情、自然条件、週休二日の確保などによる不稼働日を踏まえた適切な工期の設定に努めながら、公共工事の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県及び国との問題意識の共有につきましては、国、特殊法人及び地方公共団体などの各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みなどについて、情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化する目的として「東北地方発注者協議会」が設置されております。同協議会の下部組織として、秋田県及び各市町村を会員とする「秋田県発注者協議会」があり、情報共有の場が毎年設けられております。

先般開催されました会議では、「新・担い手3法」の説明及び発注の平準化を含めた働き方改革への対応等の情報提供があったところでございます。

今後は、国において改正品確法に基づく発注関係事務の適用に関する指針が改正され、来年度からこれに基づく発注事務が開始されることから、県や他市の状況等も注視しながら公共工事の平準化に取り組んでまいります。

また、市では、毎年、国土交通省及び仙北地域振興局建設部との関連事業調整会議をそれぞれ開催しております。これらの場を活用して、国・県発注工事の進捗状況等の把握と意見交換を行っているほか、市内建設業者との意見交換も開催しております。発注者、受注者の相互理解と協力を深めながら、建設業の働き方改革を前に進めるよう努めてまいります。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。今、副市長の答弁にありましたように、自然条件、また、その地域の特性に合わせた発注の状況がまず大事であるということで、大仙市に照らし合わせると、年間の工事件数等の四半期一定よりも前半に集中してやるのが、ここの雪国ということで、ここの場所には形態としては合っているという、まずそういうご答弁というふうに推察しました。除雪もある地域ですので、そこはそうだなというふうに理解はしました。

一方で、先程30年度のばらつき、お伝えさせていただいたんですけど、その前の年、29年度を見ますと、今度は逆に年間四半期が全体がまんべんなくなっているという、その年は7月・8月の豪雨ありましたので、おそらくまずその対応が非常に主だったのかなというふうにも思います。建設業というのは、やっぱりそういう自然災害に対して対応しなければならないという状況があります。理想は前半に重きをおいて、冬期は除雪の方に重きをおくという形が理想なのかもしれませんが、やはりこの災害が増えている状況にあって、どうしてもそうやって冬期でも行わなければならないという状況も、この先も出てくると思うんです。なので、そういう状況も勘案しますと、今現在あちこちから私もいろんな情報いただくんですけど、先程、副市長言われましたように例えば東北地方発注者協議会ですか、毎年行われているという、それから、市内の建設業者との意見交換も定期的に行われているということで、それはそれで進めてきていると思いますし、これからも進めていただきたいと思います。ですけど、それでもやっぱりどうしてもこの年度末に忙しい時期が、今も集中してしまっているという現状がありまして、そこに対して意見交換は行っていると思うんですけど、まだ現状がそんなに改善されていないという現場の現状があります。具体的にやっぱり建設業の働き方改革を進めるためには、やっぱり意見交換からもう一步踏み込んで、具体的にじゃあどうするかという部分を取り組んでいかないと進まないと思います。これに関しては、市だけで取り組んでもどうにもならない部分かもしれませんが、せっきやくその意見交換という場を年間通じてもっている立場だと思しますので、どうか市内の建設業者の現状をしっかりと、また伝えながら、具体的にその例えば年度末にしっかりと休日は休めるような体制になればいいかなというふうに思います。そうじゃないと、ただでさえ今、労働力不足が言われている中で、やはりそこを実際、環境を、建設業の環境を整えていかないと、またなり手不足にまた拍車がかかっていくと思いますので、その辺、今まで以上に具体的にどのように取り組んでいくかという部分をお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 再質問にお答え申し上げます。

まず、発注の平準化につきましては、様々な手法がありますので、債務負担行為、繰り越し事業、それから複数年にわたる契約行為ということも考えられますので、そういった手法をどんどん活用しながら、これからも発注平準には努めてまいりたいと思

ます。

それから、働き方改革の関係でありますけども、今年ですね、7月13日土曜日と8月24日の土曜日、二日間でありましたけども、大仙市が発注している当時の発注118カ所ありましたが、この事業に対しまして土曜日でありましたので「週休二日制の普及促進デー」ということで、そういったことも今年は試行的にやらせていただきましたので、こういったことをまた来年以降もですね、やりながら、建設事業に従事する皆さんの働きやすい環境をつくっていけるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 市としても実際その週休二日という部分で取り組んだということで、実際、結果踏まえて、市内の業者の皆さんからどうだったという意見、しっかり伺っていただいて、今後、もう一歩前進した取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋幸晴） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

二つ目は、食品ロス削減に対する意識の向上についてお伺いをいたします。

この問題につきましては、2016年度から昨年まで、過去4回程取り上げさせていただいておりますが、この間、この問題を重要視する声も以前より大分高まってきたと感じております。いよいよ本年5月24日には「食品ロス削減推進法」が成立したことから、本市としての取り組みに、これまで以上に本腰を入れていく必要があるというふうな考えることから、再度取り上げさせていただきます。

「食品ロス削減推進法」の前文には、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する日本が真摯^{しんし}に取り組むべき課題であると明記されており、国や自治体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として推進するために法律を制定するというふうに宣言されております。

また、食品ロスの削減の定義を「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組み」と定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割が明記されております。

今後、大仙市としての「食品ロス削減推進計画」の策定も必要になってくるものというふうに思われます。現在日本では、これは以前にもお伝えしましたが、年間600万トン以上の本来は食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が発生していることから、食品ロス削減の取り組みを推進することは喫緊の課題です。この年間の「食品ロス」を1人あたりに換算すると、毎日、茶碗約1杯分のご飯を捨てている計算になり、私たちは多くの食べ物を輸入しながら大量に捨てているということになります。

大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして、環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組みが必要であると考えます。

私たちを取り巻く環境をグローバルな視点から客観的に考えると、例えば国連ではSDGs、持続可能な開発目標ですが、これにおきまして、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しており、これは各地で増加傾向にある自然災害の要因でもあると思われる地球温暖化の抑制に寄与する取り組みでもあることから、私たちに今求められているのは、この問題に対して「それぞれの地域において具体的にどう行動を起こすのか」ということであるというふうに考えます。

「食べ物を大事に」の精神が大切であることは、今も昔も変わりありません。スーパーやコンビニなどでの大量仕入れによる売れ残りの発生が大きな問題となっている昨今、売る側の意識改革はもちろん、消費する側である私たち一人一人も、これまで以上に”もったいない”の意識を持つことが求められます。以前に提案させていただいた「食べ切り協力店登録制度の導入」については、市内飲食店や宴会場を訪問し、食品ロスの現状や制度導入等についてヒアリングを行い、各事業所からは、制度導入についておおむね好意的な意見をいただいたと伺っております。

そこで1点目ですが、食べ切り協力店登録制度の導入及び食品ロス削減に対する意識の向上と、啓発用ポスターや店内で使用できるアイテムの作成について、今年度の取り組み状況と今後の予定をお伺いたします。

2点目に提案ですが、店内で使用できるアイテムに、当市のオリジナルドギーバッグ、これは食べ残しを持ち帰るための容器ですが、これを作製し、協力店に配布してはいかがでしょうか。簡素な紙箱などで十分と思いますが、見やすい部分に食品ロス削減の取り組みをPRする文言をプリントすることで、利用者の食品ロス削減に対する意識の向上が図れます。こうした取り組みを重ねていくことによって、「食べ残しを持ち帰るの

は、ごく当たり前のこと」という意識改革が波及していくものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目以上です。

○議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告の食品ロス削減に対する意識の向上に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 加藤市民部長。

○市民部長（加藤博勝） 2点目の食品ロス削減に対する意識の向上についてお答え申し上げます。

はじめに、今年度の取り組み状況と今後の予定につきましては、5月23日に開催いたしました「令和元年度消費者講演会」において、市内婦人会などの団体及び一般市民などに対しまして、料理研究家の瀬田川千秋氏を講師としてお招きいたしまして、キッチンからの食品ロス対策についての講演を行っております。

また、8月には花館小学校4年生を対象といたしました、ごみに関する環境学習の中で食品ロスの現状や身近にできる食品ロスの削減の取り組みを紹介いたしまして意識の向上を図っております。

今後につきましては、5月31日に公布されました「食品ロスの削減の推進に関する法律」におきまして、食品ロス削減月間として定められました10月に、市内のスーパーなどでごみの減量化と地球温暖化防止を目的といたしましたNOレジ袋及び食品ロス削減の推進キャンペーンを行う予定であります。

食べ切り協力店登録制度につきましては、年末の忘年会シーズン前の登録開始に向けまして、事業所側の要望を踏まえました啓発用のポスターやアイテム作製を進めまして、各協力店の食品ロス削減の取り組みをホームページに掲載いたしましてPRを図っております。

次に、ドギーバッグにつきましては、食品ロス削減に対する意識の向上や食べ残しを減らす取り組みといたしまして有効な手段の一つと考えられますが、持ち帰りによる衛生面のリスクが懸念されるところでございます。

しかしながら、持ち帰りを顧客の希望に応じまして実施している店舗もありますので、食べ切り協力店や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などを通じまして、持

ち帰り状況や他の自治体の動向の把握に努めてまいります。

大仙市といたしましては、食べきれぬ量の注文や30・10運動の推進、消費期限・賞味期限の正しい理解による買い物の工夫など、食品ロスの発生抑制につきまして、飲食店利用時のみならず、広く市民へ周知・啓発を行い、食品ロスを発生させない市民意識の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） ご答弁ありがとうございます。市民部長からご答弁いただいたの、今回初めてで、ちょっと早口でちょっと聞き取りが、すいません、申し訳ございません。

多角的に取り組んでいかなければならない問題だと思います。最初の質問で、まず今年度の取り組みと今後の予定というふうにお伺いしました。伺ったところですけど、冒頭申しあげましたように、2016年から取り上げさせていただいております。自分自身、正直に、確かにアンケート調査等も行われて、あれ一昨年とかでした、28年度だったかな、行って、その後、どれぐらい進んでいくのかなって思っていたところですけど、途中で水害等あっていろんな対応に追われたりして、なかなか進めること、思ったように進めることできなかつたっていうそういうお話も伺っておりますけど、ただ、昨年の12月だったと思います。今年度、食べきり協力店の登録制度やるっていうふうな答弁をいただいたと思います。ちょっと私の記憶が間違っていなければ、多分間違っていないと思うんですけど、まず今の状況を伺うと、なかなか年度内には難しい、その次になっていくのかなっていう状況で、もう少し足踏み状態じゃなくて、もう少しスピード感をもってやっていただければなというのが正直な思いですので、よろしく願いいたします。

こういう取り組み進めていくことで、環境ですね、例えば二酸化炭素の排出の抑制とか、結局そういうのにつながっていく取り組みの一つだと思いますので、大仙市でも災害ありました。今、全国的にもいろんな災害多発しております。そういうのにブレーキかける取り組みの一つであるというふうに思いますので、どうか、さっきこの中で申し上げたかちょっと忘れましたが、全体を考えた上で今この場所で何ができるのかという部分、やっぱりその部分についてしっかり取り組んでいく、具体的に取り組んでいく

やり方の一つではないかなというふうに考えておりますので、スピード感もって取り組んでいただきたいと思いますけど、ちょっとその辺のところを、これは市民部長というより市長ですかね、その辺のところを伺えればというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

今、いろいろご指摘ありましたけれども、私も同感でありまして、30・10運動の推進、一つとってもですね、まだまだ徹底されてないというふうに思っております。いろいろ取り組んではおりますけど、一つ一つの取り組みがまだ成就していないといえますか、大きな実績につながっていないという実情だと認識しております。

先程、法律、食品ロス削減推進法が成立したということで、食品ロス削減推進計画の策定ということも当然市町村の大事な仕事になってくるというふうに思っておりますので、その計画を立てることも、そして計画を実践することも大事なこの後の取り組みの一つだというふうに思っております。

一つ一つの取り組みをしっかりと実効ある形でできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 今ちょっと話聞いて、再質問で一つ、今、伺うの忘れてまして、すみません。さっき提案させていただいた持ち帰りの容器になりますけど、何だ、今、外国から日本に来られる方がすごく増えてきております。その中で日本の変なところ何だって、そういう質問したときに、要は食堂とかレストランで食べて残ったものを持ち帰るっていうその習慣がないということに対して、今、外国人の60パーセントの方がこの国変じゃないかって、そういうふうなアンケート調査もあります。なので、多分そういうことからいうと、意識改革になってくると思うんです。自分たちの。今まで当たり前だったことを、これは当たり前じゃないというふうな、そういうふうな形にもっていかないと、それこそこの温暖化の抑制という部分から考えると、やはりその意識改革が大事だと思いますので、やはりそれをけん引するのは、やっぱり各事業所ではなくて自治体だと思いますので、その部分について先程は市長からお伺いしたので、今度は市

民部長から最後、市民部長の考えをお伺いして終わりたいと思います。よろしくお願います。

○議長（高橋幸晴） 再々質問に対する答弁を求めます。加藤市民部長。

○市民部長（加藤博勝） 秩父議員の再々質問にお答え申し上げます。

確かにこれからの食品ロス削減に対しましては、市民の意識改革が一番必要かと思えます。そういうことで、我々自治体の方も、これから機会あるごとに市民の方にPRしていきたいと思しますので、よろしくお願したいと思えます。

○議長（高橋幸晴） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 2時00分 散 会

